

鳥取県告示第 885 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目 220）において公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画臨港地区 境港臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
市街化区域
追加する部分
境港市潮見町
変更する部分
境港市昭和町